

第42回下妻市新型コロナウイルス感染症対策本部会議決定事項 (令和3年8月17日開催)

政府は8月17日、東京都など6都府県に発令中の緊急事態宣言について、茨城県など7府県の追加を正式に決定する見通しで、期間は8月20日から9月12日までとしています。

一方、茨城県は8月16日、県内の新型コロナウイルス感染急拡大に伴う医療崩壊を防ぐため、8月31日まで県独自の「非常事態宣言」を発令し、県内全ての病院に対し、不急の入院・手術の延期などによる最大限の病床確保や、感染状況がピークアウトするまでの当面の間、県民の皆さまへの最大限の協力などを要請しました。

本市においては、「直近1週間の人口1万人当たりの新規陽性者数」が11.62人と高水準で推移していることから、市民の皆さまには、命を守るために最大限の感染防止の徹底についてご協力をお願いします。

本市では、茨城県への緊急事態宣言及び県独自の非常事態宣言の発令を受け、以下について8月31日(火)まで対応することとします。

本市の対応について

(1) 公共施設等の対応について

- 公共施設等は、屋内・屋外を問わず、原則閉鎖とする。

(2) 部活動の制限について

- 部活動は全面禁止とする。

(3) その他

- 各部署の事業等、飲食店の営業時間短縮等については、前回(第41回)決定事項を踏襲するものとする。

※上記決定事項については、感染状況等や国・県の動向により変更となる場合があります。